

議案第12号

勝山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

勝山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年6月24日提出

議会運営委員会

委員長 北 川 晶 子

提案理由

「地方自治法の一部を改正する法律」が平成23年8月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第2条第4項が削除されたため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

勝山市議会の議決すべき事件を定める条例(平成 21 年勝山市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(議決すべき事件) 第 2 条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 地方自治法第 2 条第 4 項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関すること。 (2) (略) (3) (略)	(議決すべき事件) 第 2 条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>勝山市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定又は変更に関すること。</u> (2) (略) (3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。